

報告第 2 号

専決処分の報告について《物損事故（R3.11.29 大宮町明田）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第2号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月14日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町明田地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和3年11月29日、京丹後市大宮町明田地内の市道明田久住線において、相手方が4トンドンプで走行中、市道から里道へ乗り入れる際に、側溝に設置されたグレーチング蓋が跳ね上がり、燃料タンクを破損する損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 214,775円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町所在 法人